

# スマートフォンGUI特許訴訟 ～巨額の損害賠償が認定された事例～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第49回）

ファーウェイ端末有限公司  
原告

惠州サムスン電子有限公司等  
被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概要

中国特許訴訟で認定される損害賠償額が高額化している。現行専利法では特許権者が受けた損害を立証できない場合、または、侵害者が特許権侵害により得た利益を立証できない場合、100万元（約1700万円）を限度とする法定賠償額が、損害賠償額として認められる（専利法第65条）。

本事件では、原告側が損害額を立証することはできなかったが、法定賠償額では原告の損失を十分に補償できないことから、人民法院は、各種提出された証拠を総合的に勘案して8,000万元（約13億6千万円）の損害賠償額を認めた<sup>1</sup>。

## 2. 背景

### (1) 特許の内容

ファーウェイ端末有限公司（原告）は“端末モジュールに用いることが可能な表示処理方法及びユーザ設備”と称する発明特許権を所有している。特許番号は201010104157.0号（以下、157特許という）である。157特許は、2010年1月28日に出願されは2011年6月15日に登録された。

争点となった157特許の請求項1は以下の通りである。

請求項1：

- A、モジュール表示処理方法において；
- B、移動端末が、モジュールが処理待機状態となる指示情報を取得し；
- C、前記移動端末が、前記指示情報に基づき、容器中に表示されるスクリーン上の表示区域に

1 福建省泉州市中級人民法院2016年判決（2016）閩05民初725号